

経済産業省

令和2年8月31日

一般社団法人日本風力発電協会 御中

経済産業省産業保安グループ電力安全課

稼働中の風力発電設備から発生する超低周波音に対する適切な
対応について（依頼）

稼働中の風力発電設備から発生する超低周波音については、発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）第21条に基づく別表第6に示す参考項目から除外する省令改正を行ったところです。なお、参考項目から除外されたとしても、事業者の判断において環境アセスの項目として選定し、調査、予測及び評価を行うことは可能です。

また、稼働中の風力発電設備からの超低周波音について、健康に影響を与えるのではないかなど住民の方々からのご不安やご懸念については、引き続き下記の対応をお願いします。

貴協会におかれましてはこの旨、貴協会の会員各社へも周知の方よろしくお願いします。

記

1. 住民の懸念等への対応

- ・風力発電設備からの超低周波音に対する住民の方々のご不安やご懸念に対し、発電事業者は環境アセスの項目として調査、予測及び評価することも含め、引き続き丁寧な説明等の対応を行うこと。なお、新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループにおいて、住民の方々のご不安やご懸念等のご意見を十分に伺い、丁寧な説明を行っていくことが重要であるとの指摘がありました。

- ・風力発電設備が稼働した後の超低周波音に関する苦情に対しても、発電事業者は必要に応じて実測を含めた対応を行うこと。
- ・貴協会において、風力発電設備からの超低周波音に関する知見の周知等の理解促進活動を続けること。
- ・発電事業者は風力発電事業の計画策定等の初期の段階から、地方自治体や地域の住民とのコミュニケーションに努めること。

2. 今後の特殊な立地等の条件に対する対応

- ・風力発電設備が稼働した後における特殊な地形等での実測データ等は、超低周波音の影響に関する懸念解消の効果も期待されることから、発電事業者によるデータの収集・蓄積を図ること。